

**記載例（少量輸出専用品）**

様式第6（第3条関係）

捨  
印

受付番号；

会社コード；

受付番号は空欄のまま提出してください。

これは輸出専用品の申出書です。中間物については様式第2及び様式第3により、別に申出してください。

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

会社コードについては少量新規(法第3条第1項第5号)又は低生産(法第5条第4項)の申出をしたことがある場合は、申出時に付与された会社コードを記載してください。会社コードがない場合は空欄で構いません(今般の確認通知でお知らせするので管理してください)。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

平成26年10月1日以降を記載してください。

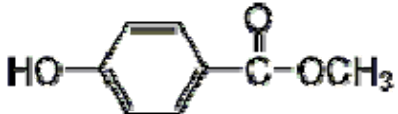
代表者印を押印してください。

**METI化学株式会社**

代表取締役社長 田中 良郎 印

A県B市\*\*\*\*

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成  一年度の製造・輸入予定数量について、1000kg以下で想定される最大数量を記載してください。なお、例えば「600kg」と記載して確認を受けた後に、800kgに変更したい場合は、事前に3大臣に申し出て変更の確認を受ける必要があります。	純度:97%以上 不純物:4-ヒドロキシ安息香酸(化審法番号:3-1640)1%未満、不明成分計2%未満(3種類以上、各1%未満) 外観:白色結晶、融点:125~128℃ 溶解度:水 0.1g/L、テトラヒドロフラン 30g/L 蒸気圧:*. **×10- **Pa (**°C)
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	1,000kg
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	METI化学株式会社〇〇事業所 C県D市****
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は地域	イタリヤ
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	METI化学株式会社 代表取締役社長 田中 良郎 A県B市****
8. 6.の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	〇〇S.P.A △△,ITARY □□ □□

申出者自身が輸出する場合の記載例です。別の者が輸出する場合はその者について記載してください。

当該申出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(問合わせをしたとき)

担当部署 : METI化学株式会社 ファイン事業部

担当者氏名 : \*\*\*\*

連絡先 : 電話 \*\*\*\* \* F A X \*\*\*\* \* \* \* \* \*

E - m a i l \*\*\*\* \* \* \* \* \*

**記載例（少量輸出専用品）**

(6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明した書面

①今年度の製造(輸入)実績数量 <sup>(※)</sup>	0kg
②本確認を受けた後に今年度製造(輸入)する予定数量 <sup>(※)</sup>	1,000kg

(※) 輸出専用品の確認（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第4号に基づき、同法施行令第3条第1項第3号で定める場合に該当する旨の確認）を受けて製造（輸入）する数量に限る。

**<初めて申し出る場合>**①に「0kg」と記載し、②に様式2の4. に記載した数量（記載例の場合「1,000kg」）を記載する。

**<変更申出の場合>**過去に確認を受けた申出内容に基づき今年度300kg製造した場合であって、その申出内容を変更するために今般申出をするときは、①に今年度実績「300kg」と記載し、②に様式2の4. に記載した数量（記載例の場合1,000kg）から①を差し引いた数量（記載例の場合「700kg」）を記載する。

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

**申出者が製造者である場合の記載例**

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、製造、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の輸出者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 製造時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、製造設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

**申出者が輸入者であり輸入後に混合する場合の記載例**

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 混合時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

**申出者が輸入者であり輸入後に精製する場合の記載例**

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、精製設備の密閉化、

排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。

- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に混合、精製する場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

- ・ 混合・精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合・精製設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者が輸入者であり輸入後に混合も精製もしない場合の記載例

当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。

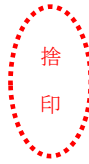
- ・ 出荷時において、輸送業者には SDS (又はイエローカード) を携行させる等の措置を講じる。
- ・ 施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

(8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

化学物質の適切な管理に係る責任者の設置等社内体制を整備する。また、化学物質の適切な取扱いに係る社内規程を整備し、事業所に常備し、当該新規化学物質を取り扱う従業員等への周知徹底等を行う。

(以上)

**記載例（輸出専用品）**



様式第7（第3条関係）

確認書

平成\*\*年\*\*月\*\*日

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

平成26年10月1  
日以降に記載し  
てください。

代表者印を押印してください。

**METI化学株式会社**  
**代表取締役社長 田中 良郎 印**  
**A 県 B 市 \* \* \* \***

申出する新規化学物質の名称を記載してください。

新規化学物質である「**メチル=4-ヒドロキシベンゾアート**」が輸出専用品であることを別紙  
のとおり確認します。

## 記載例（少量輸出専用品）

（様式第7の別紙）

この別紙は、申出者（製造・輸入者）が輸出者に関して記載するものです。

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先

・METI化学株式会社 代表取締役社長 田中 良郎  
住所 A 県 B 市 \* \* \* \* \*

### 担当部署

・METI化学株式会社 \* \* 事業所  
・担当者氏名 事業部長 \* \* \* \* \*  
・連絡先 電話 \* \* \* \* \* \*

様式第6の7.の者と一致します。申出者自身が輸出する場合の記載例です。輸出者が複数ある場合は、並記してください。

2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地

・〇〇S.P.A  
△△,ITALY

輸出仕向け地が複数ある場合は、並記してください。

3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量

1,000kg

一年度の輸出予定数量を記載してください。輸出者が複数ある場合は、各数量が分かるように並記してください。

5. 新規化学物質が確認を受けたところから従って輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置の概要

申出者自身が輸出する場合

**当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、輸出に際しては確認を受けたところから従い、次のとおり「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

- ・輸出に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
- ・施設管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。

申出者（製造・輸入者）と輸出者が異なる場合

「別添」として、輸出者から申出者宛ての「確認書」の写しを提出してください。

**別添のとおり。**

なお、新規化学物質の輸出者が別添の内容に従わない場合には、当該新規化学物質の供給を停止することとしている。

（以上）

これは、申出者と輸出者が異なる場合の、様式第7の別紙5.の「別添」です。輸出者から申出者（製造・輸入者）宛ての「確認書」の写しです。

**記載例（少量輸出専用品）**

（様式第7の別紙の別添）

確認書

輸出者が複数ある場合は、輸出者ごとにこの「確認書」を作成してください。

平成\*\*年\*\*月\*\*日

**METI化学株式会社**

代表取締役社長 田中 良郎 殿

宛先は申出者（製造・輸入者）です。

発出元は輸出者です。様式第7の別紙1.の者と一致します。代表者印もしくは会社印を押印してください。

**MHLW物産株式会社**

代表取締役 佐藤 三郎 印

貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社より購入する当該新規化学物質の全量を輸出専用品としての新規化学物質製造（輸入）申出書（様式第6）の6.に記載された地域に輸出する。
2. 当該新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、輸出に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、次のとおり貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。
  - ・輸出に際しては、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、関係設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。
  - ・施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。
3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴取、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。
4. 当該新規化学物質の輸出実績数量を一年に一度報告する。
5. 1.及び2.に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」が遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境中に排出された場合には直ちに貴社に報告する。

（以上）